		特別児童扶養手当	在宅障害児福祉手当
受給できる方		精神、知的または身体に障がいのある 20 歳未満の児童を家庭において養育している方	
対象児童	1級	・身体障害者手帳の判定がおおむね1級または2級程度に該当する児童 ・療育手帳の判定が (A・A 程度の知的障がいまたは同程度の精神障がいがある児童	特別児童扶養手当の受給対象に該当する児童 (障害児福祉手当を支給されている児童を除く)
	2	・身体障害者手帳の判定がおおむね3級程度 に該当する児童・療育手帳の判定がB程度の知的障がいまた は同程度の精神障がいがある児童	
手当の額		1級 月額 52,500円 2級 月額 34,970円	特別児童扶養手当 1 級に該当する程度の方 月額 4,000 円 特別児童扶養手当 2 級に該当する程度の方 月額 2,500 円
手当の支給日 (口座振込)		4月、8月、11月(各月11日)	9月、3月(各月25日)
所得状況届		毎年8月12日~9月11日の間に提出して ください。(※今年は9月13日(月)まで) ※所得状況届が必要な方には、詳細を通知 しますので、確認のうえ、手続きをしてく ださい。所得状況届を提出しないと、手 当が受けられなくなります。なお、2年 間提出をしない場合は、受給資格がなく なることがありますのでご注意ください。	

	特別障害者手当	障害児福祉手当
受給できる方	在宅の方で、身体または精神の障がいが重 複または最重度の状態にあるため、日常生活 で常時特別な介護を必要とする20歳以上の方	在宅の方で、身体または精神の障がいが重度の状態にあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする 20 歳未満の方
手当の額	月額 27,350円	月額 14,880 円
手当の支給日 (口座振込)	5月、8月、11月、2月(各月10日)	
所得状況届	毎年8月11日~9月10日の間に提出してください。 ※所得状況届を提出しないと、受給資格がなくなることがありますのでご注意ください。	

■お問合せ 社会福祉課 ☎0297(21)2190